

# 第1587回島根県教育委員会会議録

日時	令和2年2月14日
自	14時30分
至	17時45分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (議決事項)

第32号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に係る教育委員会の意見について (総務課) ——原案のとおり議決

#### (協議事項)

第10号 次期しまね教育ビジョン(案)について (総務課)

第11号 少人数学級編制及びスクールサポート事業の見直しに関する最終案について (学校企画課)

第12号 学校司書等配置事業の見直しに関する最終案について (教育指導課) ——以上資料により協議

#### (報告事項)

第76号 令和2年度当初予算案及び令和元年度2月補正予算案(初日上程分)の概要について (関係課)

第77号 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について (学校企画課)

第78号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

第79号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者特別選考試験の結果について (学校企画課)

第80号 令和元年度島根県学力調査結果概要について (教育指導課)

第81号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について (教育指導課)

第82号 盲学校幼稚部設置について (特別支援教育課)

第83号 令和元年度島根県体育・健康優良学校等表彰について (保健体育課)

第84号 令和元年度学校給食の地場産物活用割合(食材仕入れ状況調査結果)について (保健体育課)

第85号 令和元年度優良公民館及び公民館職員表彰(教育長表彰)について (社会教育課)

——以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (報告事項)

第86号 令和2年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について (学校企画課)

——原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	全議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、報告第86号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	3 件
	報告事項	10件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	真田 委員	

**議決第32号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に係る教育委員会の意見について（総務課）**

○安食総務課長 1の3ページを御覧いただきたい。県議会2月定例会に提案される条例案について議長から教育委員会の意見を求められている。1の1ページに戻っていただき、「1 上程される条例案」は、島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例である。この一部改正しようとする条例は、昨年、2月定例会で議決され、4月1日から施行されている、スポーツ行政一元化を行うため学校体育を除くスポーツに関する事務を知事が管理し執行することについて必要な事項を定めた条例である。

2番目の提案理由だが、この一部改正条例案の提案理由は、記載のとおり「文化の振興を効果的かつ効率的に図るため、教育委員会の職務権限の特例について所要の改正を行」っているものである。参考1を御覧いただきたい。文化に関する事務の所管である。「(1) 島根県の現状」で、「文化に関する事務」は地方自治法の規定によって、教育委員会の職務権限に属する事務とされているが、平成12年に環境生活部文化振興課の新設に伴い、法律の制約がある事務を除いて教育委員会から環境生活部長への事務委任及び補助執行という形をとって、実質的に知事部局が所管している。一方、「(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び博物館法」が昨年の6月に改正され、図書館、博物館、公民館等の機関も条例に定めるところにより、知事が管理及び執行することが可能となった。

1の2ページを御覧いただきたい。参考のところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、第1号から第4号に掲げる教育に関する事務は、地方公共団体の長が管理及び執行できるとするという規定であるが、昨年6月の法改正によって、この第1号の図書館、博物館、公民館等の機関が追加されたところである。

1の1ページ戻っていただき、この改正法の施行によって、条例で規定することによって、文化に関する事務を、事務委任又は補助執行という形を取らずに名実ともに知事の権限とするものである。

3の条例の概要を御覧いただきたい。(1)で知事が掲げる事務は知事が管理し、執行するということが2つある。「ア 島根県立美術館及び島根県立石見美術館の設置、管理及び廃止に関すること」、「イ 文化財の保護に関するものを除く、文化に関すること」を新たに条例に追加するものである。3の(2)は、(1)の知事が管理、執行することに伴う、アとイの条例、関係条例の規定の整備である。

参考までに資料を付けているが、1の5ページが議会から意見を求められている一部改正条例である。これではなかなか分かりにくいので、1の8ページを御覧いただきたい。島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の新旧対照表であり、改正後のところを御覧いただくと、第1号と第2号、第3号が新たに規定されるものである。第2号のスポーツに関することは、改正前の条例によって既に規定されている。

1の9ページからが、この一部改正条例の附則で改正する島根県立美術館条例の新旧対照表、1の15ページからが同じく島根県芸術文化センター条例の新旧対照表である。このいずれも、知事がそれらの機関を管理、執行することに伴う規定の整備である。

1の1ページにお戻りいただき、「4 施行期日」であるが令和2年4月1日となっている。

1の2ページを御覧いただきたい。今回、お諮りさせていただき、5番目の議会に対する教育委員会の意見(案)である。読み上げると、知事提出第31号議案「島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、文化の振興を効果的かつ効率的に図るため、教育委員会の職務権限の特例について所要の改正を行うものであり、適当と考えます。」という内容である。

1の4ページを御覧いただきたい。参考までに、意見書に関する文書案を添付している。この意見案を教育委員会の意見にすることについて、お諮りする。

○新田教育長 教育委員会としての意見を県議会に回答する必要があることから、具体には1の2ページの一番上の5番に書いてある、議会に対する教育委員会としての意見(案)、これによって県議会に回答したいという趣旨である。

例えば、松江にある県立美術館、益田にある芸術文化センター、これらの業務は実質的にはすべて知事部局の環境生活部で担っている。そうした中で、今まで法に規制があつて、教育委員会で決めなければならない、教育委員会で処理しないといけないものが、ごく一部だけ残っていた。それが昨年度の法改正によって、条例で定めることによって、知事に移管することができるようになったということで、そういった分担していた業務を本来行うべき環境生活部に集約するというのが、この今回の改正で条例を改定する一番大きいメリットであろうと思う。

教育委員会会議で議決していただいた美術館協議会の委員は教育委員会が任命することになっている。県立美術館の業務の詳細を私どもは承知してないが、私どもが環境生活部の意向を聞いて議決をして処理をしていく。こういったことが、本来処理をすべき、所管する環

環境生活部によって、一括して他の項目と合わせて、総合的に処理できる。こういった文化、スポーツというのは、教育委員会の所管と知事部局の所管が、これまでも非常に入り乱れていて分かりにくいところだが、昨年度のスポーツ振興、今回の文化振興ということで、だいたい大きいところは落ち着いた。そういった位置付けである。

○浦野委員 かつこ書きで文化財の保護に関するものを除くとあるが、これは具体的にどういった業務内容か。

○安食総務課長 文化財に関することは、現在、文化財課が所管しているものになる。文化の部分については文化国際課が分けてやっている。

○浦野委員 県立美術館、石見美術館でも、文化財の保護に関することは、文化財課の業務として行っているということか。

○安食総務課長 その部分については、今までも、環境生活部では、事務委任又は補助執行していない。教育委員会ですっとやっていく業務。

○新田教育長 古くは文化課と文化財課があり、文化課というのは今、知事部局でやっている、いわゆる文化振興、美術振興、芸術振興といったもので、環境生活部文化振興課ができた時に実質的には移ったが、当然、文化財自体は教育委員会に残っていた。今言ったように、文化振興は知事部局に移ったけれども、法律上移せなかったものが今回まで、部分的に教育委員会の業務として残っていた。そういうことで、文化の中に文化財振興と文化振興とあるとすれば、文化財振興は従来どおり、教育委員会が所管する。

○真田委員 なぜ文化財を除かれるのか。スポーツの方では、学校教育に関するものは教育委員会に残すというのは、なんとなく分かるが。知事部局に集約するということは考えられないか。

○萩文化財課長 この地方教育行政組織の組織及び運営に関する法律の中で、この1の2ページの第23条第1項第4号に「文化財の保護に関すること」と書いてある。これは平成31年4月1日付けで、文化財保護法の改正があり、その時に、一緒にこの文化保護に関することも知事に移せることになった。それ以前には、この部分は教育委員会が所管するということが法律に定められており、文化の方は移せることになっていた。島根県は法律が変わっても島根県では引き続き、教育委員会が文化財の保護に関することの事務をしているが、他県の中には、今年度から知事部局に所管が移ったようなところもあるが、4月1日以降は各県それぞれの定め方によってどちらの所管にするか分かれる。

○浦野委員 美術館にいる学芸員は、どういう立場に属するのか。

○安食総務課長 現在も美術館にいる学芸員は環境生活部の職員である。

———原案のとおり議決

#### 協議第10号 次期しまね教育ビジョン(案)について(総務課)

○小仲参事 資料2ページを御覧いただきたい。1月22日の教育委員会会議で次期教育ビジョン策定に向けた、島根県総合教育審議会からの答申について、基本理念を中心に、説明したところである。「1 策定の目的」であるが、頂いた答申を踏まえ、本県教育の、基本理念や施策の方向性を示し、学校・家庭・地域が連携協力して、本県教育を進めていくため、教育ビジョンを策定するものである。「2 名称(案)」としているが、事務局としては、「しまね教育魅力化ビジョン」ではどうかと考えている。「3 概要」であるが、これは別冊を御覧いただきたい。2枚めくっていただき、目次がある。本日の資料は、Iの計画の策定についてから、VI家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開までをお示ししている。

1ページを御覧いただきたい。「I 計画の策定」についての「1 計画策定の趣旨」である。これは、教育を取り巻く、国の動きについて2点、記載をしている。一つ目は、令和2年4月より小学校から順次全面実施される新しい学習指導要領について、子どもたちに、育成する資質・能力を「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」等の三つの柱で整理し、これらの資質・能力を育むために、学校と社会が連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現を示されたこと。二つ目として、国の第3期教育期振興計画では、2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割が示されたことを記載している。「3 計画の期間」だが、令和2年度から令和6年度までの5年間と考えている。

2ページ、「4 計画推進の取組」であるが、教育ビジョンは、積極的に情報提供を行い、周知を図りながら、学校・家庭・地域をはじめ、多様な主体と連携・協働をして、県民一体となった施策の推進を図るとしている。そのため、学校現場の教職員はもとより、保護者や地域の皆様にも、できるだけ分かりやすい教育ビジョンになるように考えていきたいと思っている。

4ページ、全体構成を示しているが、これは県が推進しようとする教育施策が何をねらいとして実施されるかについて分かりやすく示したものである。今回の次期教育ビジョンの特徴的なものは大きく5つあると考えている。一つ目は、5ページを御覧いただきたい。島根県が取り組んでいる教育の魅力化について、分かりやすく示している。教育の魅力化とは、



島根の子どもたち一人ひとりに、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力を」を育むため、学校・家庭・地域がその目標を共有し協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくこととしている。この生きる力については、学習指導要領で示された、育成すべき資質能力の3つの柱と関連付けて示し、三つの要素を相互に関連させながら、バランスよく育成される好循環を確立することが大切としている。この生きる力がバランスよく育成されるイメージをこの図に示している。

6ページ、4の「教育の魅力化」推進のポイント「(2)基礎学力の充実」としている。これについても、必要に応じて使いこなせる基礎学力を確実に定着させるということを記載している。

8ページ、〈教育の魅力化による次代を担う人づくり〉のイメージを示している。地域ぐるみで教育を保・幼・小・中・高校段階において系統的に進めていくということを分かりやすく示している。

10ページ、基本理念である。答申いただいた基本理念「ふるさと島根を学びの原点に未来にはばたく 心豊かな人づくり」として、ふるさと島根を学びの原点として捉えたこと。島根に育ち、学んだ自信を胸に、自らの人生と未来を切り開く、夢や希望を実現してもらいたい、こうした思いを教育に関わる全ての人が共有し、連携しながら教育に取り組んでいきたいと記載している。先ほど説明した教育の魅力化による次代を担う人づくり、これもふるさと島根を学びの原点に、未来にはばたく心豊かな人、これに向かうということを示している。この基本理念がポイントの二つ目と考えている。

11ページ、ポイントの3つ目としては、育成したい人間像とそれぞれの人間像に必要な育成したい力、これが第2期教育ビジョンの目標や方向性を継承し、学力・社会力・人間力の3つの観点から示している。四つ目として、この育成したい力は、学習指導要領で示された育成すべき資質能力の3つの柱を関連付けている。学習指導要領で示された育成すべき資質能力の3つの柱や、このような資質能力を育むために、学校・家庭・地域が連携する「社会に開かれた教育課程」の実現、これは島根県がこれまで、学校・家庭・地域と連携・協働しながら取り組んできた「教育の魅力化」などの施策と、方向性を同じくするものであると考えるため、関連付けながら示すこととした。こうして学校現場に分かりやすく示せるのではないかと考えている。そのために答申では、育成したい力をそれぞれ8つずつ示されている。この教育ビジョンでは、この八つをそれぞれ三つにグループ分けし、それらを総括する力も示している。また、知識・技能は、学びの支えを築く。思考力・判断力・表現力等は深め、

広げ、豊かにする。学びに向かう力、人間性等は人生や社会に活かすと、分かりやすく示している。このことは、先ほど説明した生きる力や全体構成にも示しているところである。

Vとして14ページ、地域社会の目指すべき姿を教育の観点からも示したところである。

「よりよい学校教育を通して、よりよい地域社会を創る」「よりよい地域社会が、よりよい学校教育を作る」ということで、教育を通じて個人の資質能力を最大限に伸ばし、全ての人々が持つ可能性を開花させることで、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目指す必要があるとしている。

16ページ、家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開を示している。これは現行の教育ビジョンにも記載があるが、育成したい人間像について、就学前から高等学校までの間に、学校・家庭・地域がどの様に関わりながら育んでいくのか。関係者が共通認識を持ち、連携して行動できるように要点をまとめて示している。

今後の予定だが、資料2ページに戻っていただきたい。今回は教育環境の充実については示していないが、次回の教育委員会会議では、教育環境の充実を含めた全体について協議いただきたいと考えている。3月の議会の文教厚生委員会でも御意見を頂き、できれば3月の教育委員会会議で議決いただきたいと考えている。

○浦野委員 12ページの「2 人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」の下の【育成したい力】[学びの支えを築く]「人々の交流から、自分の世界を広げる力」というところで、「家庭や地域で育まれる基礎的コミュニケーション力」「家庭生活や地域の人々との交流から育まれる基本的な社会性」と2つあるが、家庭や地域、どちらも家庭生活や地域の人々との交流とあるが、学校は入らないのかと思う。学校で友達との中で生まれるコミュニケーション力とか、学校生活の中での基本的な社会性とか、子どもは学校で生活している時間帯が長い。先生もいっちゃって、いろいろな指導もしてくださる。ここに家庭や学校や地域、家庭生活や学校生活や地域の人々の交流など、学校が入ってくるということはないのか。次の行にもグローバル化の時代を生き抜く国際感覚とあるが、家庭・地域ということから急に飛んで国際化となっているが、学校があると、学んだ末に国際的な方に目が向くのではないかと思うがいかがか。

○小仲参事 この育成したい力については、答申いただいた八つの力があり、そのまま記載している。明確に分類できるわけではないが、答申いただいた力を三つにどこに入れたら分かりやすいだろうかということで分類している。学校というのは、頂いた答申にはなかったので、現在はこのようにしている。意見を受けて、今後、検討していきたい。

○真田委員 非常に分かりやすい。特に8ページの中にイラストが入っており、新しく加わったところがイメージとして描いてあり非常に分かりやすく、いい感じだなと思って読ませていただいている。

一つ気になっているのは4ページの全体構成で図を作っていたが、基本理念の次のところに、「こんな人を！」として「育成したい人間像」「育成したい力」それぞれ「学力を育む」「社会力を育む」「人間力を育む」ということで、「Ⅳ 育成したい人間像 育成したい力」に関連付けていただいた。次の「Ⅴ 地域社会～誰もが安心して学び、共に挑戦できる魅力ある島根～」となっており、4ページの全体構成の図から、ぼんと出ているような感じがする。例えば「Ⅴ 教育環境の充実」とか、4ページの表に近いような言葉が出てくると、全体構成とこちらの理念が合うのではないかな、と思いながら読ませていただいている。全体構成からすると急にここでぼんと出てくるという感じがする。表題としては「教育環境の充実」ということで、「誰もが安心して学び、ともに挑戦できる、魅力ある島根」と副題を付けられてその下に学校教育の展開のようなことで出てくると、全体構成と合うような気がするので検討していただきたい。

また、6ページ「3 島根らしい魅力ある教育とは」で白丸が3つ付いているが、(1)(2)(3)とどういう区別をしておられるか。

それと、「4 「教育の魅力化」推進のポイント」だが、ポイントにしては長い。ここは、1行から2行にしてもらおうと、ポイントになるのではないか。例えば、教育目標の明確化、地域社会や世界の状況を幅広く視野に入れて学校・家庭が地域と共有すること、など。

○小仲参事 全体構成については、3ページに、全体構成の内容を載せている。ここは説明しなかったが、まず、頂いた答申を踏まえて、基本理念や「こんな人を！育成したい人間像」から育成したい力、この育成したい力はそれぞれ8つずつだったのを3つにグループ分けしたものを書いている。教育環境の充実ということで施策的なことを書いている。これらは、学校・家庭・地域と連携・協働すると書いてあり、地域社会、これは学校だけということではないが地域社会の姿も記載しようとする、これ全体を、地域社会はここにも含まれるということだが、このことに教育以外のところの地域社会もあるということで、外枠を地域社会としている。こういったことを、育成したい人間像、育成したい力を共有しながら、島根の教育をより良いものに高めていくのが教育の魅力化である。地域も含めた全体を教育の魅力化というふうに示しているが、先ほどの御指摘を受けて、検討していきたい。

6ページの3の○については、これから検討したい。

4のポイントが長いということであれば、これについても今後検討したい。

○新田教育長 真田委員から御指摘があったように、項目立てのタイトルとしてはバランスを取れていないのかなと思う。

浦野委員がおっしゃった12ページの箇所だが、二つ考え方があっては思っている。ここが項目としては、人との関わりやつながりを、大切にして、新たな社会を創造する人というところで、学校でいろいろマナーや礼儀、人とのコミュニケーションは学ぶが、実際にそれを自らの力にして、それを活用していくのは、どちらかと言えば、家庭や地域、隣のおじさんや、近所の人、そういったところとの関りで、基本的な社会性、マナー等が実践で定着する。そういったイメージだと、学校を入れるのはどうかという見方も片方ではある。これは整理の仕方だと思う。そういう見方ですと12ページの一番下は、家庭や学校や地域できちんと学校で入っているじゃないかと、いうことになると、この点も整理する必要がある。いろんな役割をみんな学校が担うという、みんなが学校がからんでいく。その辺のメリハリというのも、総合教育会議の中であったと思う。やはり家庭は家庭でしっかりと地域が地域でしっかりと、子どもたちを育む教育をする。そういった議論の中でも出てきた要素でもある。どちらが正しく伝わるかという視点で全体を見る必要があるのかと思う。

○池田委員 全体を通して、教育の魅力化ということがキーワードになっていると思うが、魅力化というと、島根らしい特化したもの、島根しかないみたいなもの、そこを表現してどういうふうに盛り込むかというのがあるのではないかと。地域が一番にあるのではないかと。そこを前面に出したような、もちろん、基礎学力とか大事なことがいっぱいあるが、地域の中で育つ子どもたちというのが大きく出たらよいのではないかとと思う。

また、「子ども」という漢字、私は子どもの供はひらがなで書くが、大人と供にではなく、独立した人格という意味で、「供」という漢字は使わない。全体で供となっているがこれを直していただけないか。

○小仲参事 「子ども」の表記については、以前は「供」がひらがなという見解もあったが、現在は、そういうことではないということで文科省も漢字を使っており今は混在している。文科省から指示はきていないが、島根県としては、ビジョンはこの漢字を使ってはどうかと考えている。

島根らしい教育の魅力というのは、4ページの3の島根らしい魅力ある教育はとなっているが、やはり島根らしい魅力というのは、地域の教育資源や地域に開かれた教育、地域が一体となった、まだ残っている地域社会、そういったところを書いているつもりである。ただ、

教育の魅力化というのは、地域との連携だけで、学力をなおざりにしているのではないかという意見もあると聞いている。そうではなく、地域との連携の中で、子どもたちの学ぶ意欲を高めていって、やはりまずは基礎学力の充実も必要であるとしっかりと伝えたいということで、基礎学力の充実というの盛り込んでいる。

○新田教育長 池田委員がおっしゃたことは、昨年、高校魅力化ビジョンを作るときにも、魅力ということができるだけ分かりやすく使えないと意味がないという議論を相当した。高校魅力化ビジョンの中では、魅力ある高校づくりの具体的な取組に、定まった答えはなく、生徒や保護者や諸々の主体的な対応を通して、各高校・地域の特色に応じて、取り組んでいくということで、これをすれば魅力化になるという定義の仕方はやめようとした。離島・中山間地域から始まった取組ではあるが、真似することが魅力化ではないという思いもある。5ページからたくさん書いてあるが、そういった意味ではズバリこれをすれば魅力化、そういった表現にはなっていないところがあって、悩ましいところだ。逆に魅力化として成功していると自分たちで思っている学校の姿を見せる方が伝わりやすいのかもしれない。

○佐藤教育監 教育の魅力化ということでは、先週、「しまね未来共創フェスタ2019」「しまね探求フェスタ2019」が開催された。その中では、大人も子どもも一緒に考える中で、答えのないものに向かっていく中で見つけていくという、大きなコンセプトがあるのかと思っている。地域と連携しながら、それぞれがそれぞれの魅力を見つけていくというのが大事なコンセプトだと思っている。

さきほど真田委員から地域社会というのが一番で出てきたような感じがすると言われたが、これまで地域社会に学校を支えていただいた。でも、子どもたちも地域の一員であって、地域の中で生きていき地域社会をつくっていくということでは、ある意味、非常に野心的な、画期的な部分ではないかと思っている。どういう社会を目指すのか、一緒に教育と合わせて考えていくということでは、ある意味、今までにない視点である。ここもかなり地域との連携を意識した部分である。

○出雲委員 16ページの表では、一番下に地域があり段階があって繋がっていくと描かれていること、また家庭の欄に具体的に書いてあり、保護者や地域の方に見ていただいたときに非常に分かりやすいと思う。この表がすごくいいと思う。

○新田教育長 頂いた意見をもとに、更に事務局の方で検討を深めたいと思う。小仲参事から話があったように、次回もう一度協議という形で書き込んだもの、最後の「Ⅶ 教育環境の充実」も含めた案をお示ししたいと思う。

**協議第11号 少人数学級編制及びスクールサポート事業への見直しに関する最終案について  
(学校企画課)**

○木原学校企画課長 資料3の1ページを御覧ください。少人数学級編制及びスクールサポート事業見直しに関する最終案について説明する。

小人数学級編制とスクールサポート事業の見直しについては、12月県議会において県教育委員会の考え方と令和3年度からの見直しに向けた「たたき台」の案を示して、その後、各方面からの意見を伺っている。1月以降、各市町村教育委員会の皆様に県教育委員会としての考え方を説明する中で、少人数学級編制の見直しに対する理解が次第に深まり、たたき台に対する積極的な御意見を頂けるようになった。そうした状況は、前回1月22日のこの会議においても報告をしているが、その後、学校関係者も含め、頂いた意見を十分に踏まえ、たたき台の案を変更する場合の具体的な内容の検討を深めてきた。こうしたこれまでの検討内容を整理して今回、見直しの最終案としてまとめたので、その内容を報告して協議いただきたいと考えている。

まず、見直しの基本的な方針だが、ページの一番上に書いている。令和2年度は、現行制度を継続して、令和3年度から2か年で少人数学級編制の基準を変更するが、引き続き、すべての学年で少人数学級編制を実施するというもので、この部分はたたき台からの変更はない。たたき台の案から変更した点は2点ある。1点目が、少人数学級編制の基準の変更である。たたき台では、小学1年生は現行基準30人を32人とする案としていたが、これを現行の30人とする。これにより、中学校1年生の現行35人とともに、現在の基準を維持するということになる。この変更の理由については、前回の会議で報告した意見の中にもあったが、市町村教育委員会や学校現場からの意見として、中学校低学年、特に小1への特別の配慮を求める声が多かったということ、また県教育委員会としても、小1プロブレムとよばれる学校生活の入り口にあたる小1対応の困難性や重要性が大きいということを踏まえて、小1の変更には大きな教育的な教育上の意義があると判断したものである。このほかの学年については、たたき台とした案と同じあり、小学校2年生は現行30人を32人に、小学校3年から6年と中学校2、3年生は、現行35人を38人とする。この状況を表にまとめて示している。また、基準見直しによる影響緩和のための教員加配を、令和3年度と4年度に実施することとし、

新たな加配として令和3年度以降、段階的に課題解決のための教員の加配を実施するという  
ことにしている。この点、たたき台からの変更はない。

この課題解決の教員加配に、常勤換算40人というところの配置であるが、この考え方について少し詳しく説明する。3の2ページを御覧いただきたい。学校現場の抱える課題に対しては参考を示しているが、国としても様々な教員加配の対応を行っている。今回、課題解決のための加配のところは、このような国の措置ではカバーしきれない課題に対しての活用というものを考えている。まず、上の(1)であるが、児童生徒支援に関わる課題である。これは地域や学校の必要から特に必要となる対応や、児童生徒の心の安定のために特に必要な配慮を想定したものである。児童生徒の支援に関しては、国の加配の項目にあるような日本語指導や貧困をめぐる教育活動の対象、通級指導などの特別支援を要する児童生徒への対応などがあるが、これらに該当しない児童生徒の支援に関する課題への対応を考えている。この具体的内容については、学校現場それぞれに特有な課題が考えられることから、今後、市町村教育委員会から意見を聞きながら、整理をしたいと考えている。(2)(3)については、授業改善や教員育成に関する内容である。これは、少人数学級でなくても質の高い指導が行える教員を育成したり、学校の体制を整えたりしているということを考えてのものである。人数が多い学級についても、児童生徒の状況を的確に捉えて高い指導力を発揮する教員がいる。こうした教員の指導技術を多くの教員が共有できる機会を設けたり、校内で事業改善の研究を行ったりすることなどの観点で加配をするという考え方が(2)である。また若い教員を中心に指導助言することができたり、校内での研修の場が設けられたりするように、また指導力のある教員が複数校にわたって指導に当たることができるように教員を加配するのが(3)にあたるものである。

更に詳しく説明すると(2)は教科指導方法改善についてということで、学級の規模が大きくても高い指導力を発揮する教員の指導技術を共有したり、学校として学級規模にかかわらず質の高い授業が実施できる体制を整えたりするために教員を加配するというものである。また来年度からは、小学校において新しい学習指導要領が本格的実施になる。新しい学習指導要領の理念を実現するために、授業改善を中心とした指導方法の改善が、更に工夫が必要になってくる。こうした授業改善の研究に対する加配を行うということを考えているものである。こうした対応が学力の課題の解決にもつながるものと考えている。(3)の人材育成に関わる課題については、小中学校では今後数年、大量退職が続いて、急速な世代交代が進んでいく。若い教員の中には、授業での指導や児童生徒の対応に苦慮しているという者もい

る。こうした中で、例えば、若手教員の授業力向上のためにベテランの教員を加配したり、複数校にわたって授業力向上のための指導に当たる教員を配置したりするというものである。これには再任用の教員を活用することも考えられると思う。こうした取組は学力の課題や教育の資質向上にも対応していくものと考えている。「5. 加配の考え方」であるが、こういった教員加配の仕方については、次の二つの考え方で進めて参りたいと考えている。まず一つ目が、加配する学校を検討するに当たり、学校・学年・学級の実態や配置の優先度などを考慮して行うこと。もう一つは、加配する教員は常勤を基本とするが、学校の規模により非常勤での配置も可としていきたいと考えている。

1 ページの方にお戻りください。たたき台の中の変更点、二つ目であるが、これが2の小学校スクールサポート事業の廃止と、それに伴う、小学校1・2年生と中学校1年生に後継的な措置を導入するというものである。これについても、市町村教育委員会や学校現場から、一律に学級を分割するだけではなく柔軟に取り扱えるようにして欲しいという意見があったことを踏まえたものである。現在スクールサポート事業により、小学校1・2年生に対しては、学校の状況に応じて少人数学級編制の対象になるクラスを分割せずに、非常勤講師を配置することができるように、選択できるようになっている。こうした考え方を中学校1年生も対象にして後継的な措置を導入するというものである。こうした二つの点をたたき台の案からの変更点として見直しの最終案にしたいと考えている。

最後に、見直しの全体イメージを図として示している。現在の少人数学級編制スクールサポート事業を見直して、学校現場で評価の高い少人数学級編制を維持継続することを軸としながら、学校現場の複雑化・困難化する課題のために、新しい教員の加配を行うことをセプトとし、両事業のベストミックスにより、実情に応じたきめ細かな教育を推進していこうとするものである。当初3億円の財源捻出ということで検討した「たたき台」の案であるが、今回の最終案で小学1年の基準を変更したことにより、2.5億円の財源捻出を見込むということで、予算案全体を調整していただくということになっている。

なお、図の予算額については端数処理の関係で合計数値が一致しない点があるが、よろしく御了解いただきたい。今後の見直し、最終案を県議会で審議いただくことにしている。この教育委員会会議において協議いただければと考えている。

○新田教育長 説明したように、県教育委員会としても、少人数学級編制の見直しに係る議論のたたき台として案を示していたが、各市町村教育委員会、学校関係者からの御意見も聞き、私どもも検討を深め、先ほど説明したように、たたき台から大きく二つの点について、



見直しを行うということで最終案を固めたところである。概数で非常に恐縮だが、現在、少人数学級編制で小中合わせて約200人の教員を加配している。たたき台においては、これをおおよそ半分の約100人、少人数学級編制としては縮減して、新たに行う加配で40人をプラスする、マイナス100に40を加えて、60人の縮減としていた。最終案は、先ほど学校企画課長が説明したとおり、小学1年生を現行のまま残すことで、およそ10人、たたき台よりも加配の教員数が増えることになる。したがって、少人数学級編制の見直しに伴い、90人の縮減、40人の新しい加配は変わらなず、マイナス90+40で実質50人の減ということで、たたき台の60人減から、最終案は50人減という見直しである。結果的に財源捻出3億円が概数で2億5000万程度になるということで、最終案としてまとめたものである。この点については、知事、予算編制している総務部の方に、格別の理解をいただいたものと受け止めている。

○池田委員 最終案で、小学1年生が30人ということが公になってから、地域の皆さん、現場の職員、保護者の皆さんの反応はどうか。

また、知事がそもそも少人数学級編制に見直しをするところは苦渋の選択と言っておられたように、これが最終案で議会を通ったとしても、これで終わりではなく、今後現場においてどんな影響がでてくるのか深く心に留めていただき、しっかり見ていかなければいけないのではないかと思う。

○木原学校企画課長 今回のたたき台からの見直しの変更だが、小1の基準を現行維持したことを我々が公表してからあまり時間が経っていないので、どのような意見が出ているか直接把握できていない。これからこの案について、市町村教育委員会としてお考えなのか、状況を把握し、これからの検討に活かしていきたいと考えている。

○新田教育長 若干補足すると、たたき台を提示してから、私どもも各市町村教育委員会、それから各教育事務所にも各地域の状況等を聞いてもらったりしていた。その中で、繰り返になるが、やはり小学校の低学年、特に小学1年生、この学びの入口への配慮は何とかならないだろうか、もう一段何とかならないかということは非常に多く聞いた。そういった意味では、私どもも課題認識があったところに対する要望であったということなので、そういった意味では安心したという声も一部では聞いている。正式には各市町村教委にはどういう評価でしょうかということとは別途確認しないといけないと思っている。

池田委員が2点目におっしゃったこともそのとおりだと思っている。私どもは、今回の見直しを円滑に終えるだけではなく、見直しを終えた後においても、ある意味では「不安があったけれども、そこまでではなかった。」であるとか、「これからはしっかりと、教育活動して

いこう」という意識を持ち続ける。そういうコンディションを維持することが極めて大事だと思っている。要は移行すればいいというわけではない。学校の環境、心情的なものも含めて、関係者の方が安心して自信を持って教育ができる、そういった体制にするために不可欠な見直しだということを最終案で理解いただければと思っている。また、逆に私どものそういった思いを知事が汲んでくれたというところであろうと受け止めている。

○真田委員 3億円の財源捻出ということで、それを2億5000万、5000万円減らされたということで、小1をたたき台から最終案で戻されたということは知事部局の方が本当に協議のためによく頑張っていたなということで感謝しないといけないと思っている。

だが、併せて国との加配ということについて、既得権でもないが、加配についても、やっぱり慎重にきちんとその学校の状況とか、地域性とかを考えていただいて、国の加配と重複することはないだろうが、きちんと配置の方もよろしくお願ひしたい。今、教育長が言われたように、これで終わりではなく、これをいかに有効に使っていくかという方法論も考えていただければと思う。

○木原学校企画課長 国の加配との関係だが、学校の状況、いろいろな課題については毎年の国の加配をどう配置するかということを受け、学校の意見も聞いている。そういったところを更に活かして、国の加配でカバーしきれないところを洗い出すような形で、学校の意見も聞いて進めていきたいと考えている。

○林委員 3の2ページの加配対応の課題の考え方だが、(1)2番目、心の安定のために特に必要な配慮とあるが、具体的にはどのような場合を想定しているのか。

○木原学校企画課長 学校の状況はいろいろあると思うが、家庭が厳しい状況で学校になかなか出にくい、出たとしても教員が個別に配慮しないといけないというような子どもがいるような場合が考えられるのではないかと。

○林委員 特定の児童に対して、という考えか。

○木原学校企画課長 そういったケースが多いのではないかと。

○新田教育長 あってはいけないことだが、例えば、大規模な自然災害があった後、長期的に心のケアをその地域の子どもにしないといけないと言ったようなケースが、心の安定といった一つの例としてあるのではないかと。

○出雲委員 最終案ということで、市町村を含めて納得いただけるような内容に近づいたのではないかと感じている。小学1年生は、小1ギャップ、学びの入り口のところでの不安感。そうなってくると、例えば、保育園・幼稚園、小学校との連携も非常に大事になってくるの

ではないか。例えばだが幼児教育センターも島根県にあるし、保小・幼少の連携も教育委員会としてサポート、後押しできるようなことも考えていただきたい。

○新田教育長 おっしゃるとおりだと思っている。この案については、来週開催される県議会でも議論していただくことになっている。全体の位置付けとしては、令和3年度以降の予算や事業に影響する話ではあるが、財源の確保・スクラップアンドビルドということから言うと、令和2年度予算の審議とセットのような形の議論も一部ではせざるを得ないというところもある。そういった点で、県会議において審議される状況等も御報告させていただきながら、検討を深めていただければと思う。

——資料に基づき協議

### 協議第12号 学校司書等配置事業の見直しに関する最終案について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料4ページをお願いします。小中学校、学校司書等配置事業の見直しに関する最終案についてお諮りする。見直しに至る背景は国の財政措置の重複等であるが、これまでも説明させていただいているので説明は割愛させていただく。見直しのたたき台について、11月末から1月にかけて、市町村教育委員会あるいは学校司書の方々等々に対して、説明させていただき頂いた貴重な御意見を踏まえ、最終案としてこのたび提出させていただくことにしたものである。

記載してあるとおり現行の学校司書等配置事業については令和2年度末をもって廃止とさせていただき、令和3年度から学校図書館を拠点とした子どもたち一人ひとりに寄り添う業務を担う島根県独自の学びのサポーターの養成・配置を支援する事業を新たに構築したいと考えている。

なお、この事業で業務を担う者は学校図書館が拠点となるため、現在の学校司書等からの移行を前提に考えている。各学校の実情に応じて本を介した心の居場所づくりと子どもたちに寄り添う業務を担っていただきたいと考えている。そうしたこともあり、業務内容や本県の現状、児童生徒への対応の仕方等々を伝達する養成研修なども、令和2年度を準備期間としてしっかり行っていきたいと考えている。補助率については、こちらに掲げたとおりであり、学びのサポーターに移行できないという市町村があった場合にも現行の形で市町村にも3分の1の支援を考えているところである。

なお、国の財政措置はこれから決まっていくところであろうから、次回の国の学校司書等に対する地方交付税措置の見直し等あれば、これに合わせて別途検討することを考えている。

市町村教育委員会等にはおおむね賛同いただいているものと承知しており、たたき台から大きな変更点はない。

○新田教育長 新しい事業名は3行目、「学校司書等による学びのサポート事業」ということで、県の予算上の事業名はこういった形で、学校司書の方々に担っていただきたいという連続性といったものを意識した事業名としている。

——資料に基づき協議

## 報告第76号 令和2年度当初予算案及び令和元年度2月補正予算案（初日上程分）の概要について（関係課）

○安食総務課長 いずれも2月18日に開会される2月県議会に上程される予算案である。まず5の1ページ。

1番目の令和2年度当初予算案についてである。教育委員会全体の概要についてお話する。①の予算額の概要だが、表の下の合計欄を御覧いただきたい。令和2年度の当初予算額は846億6千万円余、元年度の当初予算額は834億7千万円余であり、増減額、増減率については11億9千万円、1.4パーセント増となっている。課別の予算については、後ほど各課から説明するが、課別の予算額、増減等は資料に記載のとおりである。同じ1ページの予算額のうち、給与費計を御覧いただきたい。給与費は令和2年度が735億3千万円余、令和元年度が726億2千万円余であり、増減額、増減率としては、9億1千万円余、1.3パーセントの増となっている。

5の2ページを御覧いただきたい。②債務負担行為である。債務負担行為については、以前この会議でも説明したが、長期にわたる契約などのように将来の財政負担が具体的に定まっているものなど将来の債務に関する行為の内容をあらかじめ予算で限度額として定めておくものである。表の1、2番が学校企画課の事業である。1は県立学校の校務支援システム整備事業に係るもので、来年度、システムの更新整備を行い、令和3年度から運用を開始することに伴い、その開発経費やリース料について、期間は令和2年度から令和7年度までの6年間、2億4千万円の債務負担を設定するものである。2番は、実習船管理運営費に係るもので、水産実習船神海丸が令和3年3月から令和3年度にかけてドッグに入渠するための経費であるが、令和2年度から令和3年度までの2年間、9,300万円の債務負担を設定するものである。3番目は保健体育課の事業で「児童・生徒の健康管理実施事業費」に係るもので、これは法に基づく児童生徒の健康診断の経費について、令和3年度の事業を来年度入札

し執行するため、令和3年度の1,200万円の債務負担を設定するものである。4番目は文化財課の事業、風土記の丘管理運営事業に係るもので、これは県立八雲立つ風土記の丘、既に平成27年度から令和4年度まで指定管理者を指定し、すでに当該期間の8年間、6千万円の債務負担を設定しているが、令和3年度以降、指定管理料の見直しを行うことから期間として令和3年度から令和4年度までの2年間、増額分の400万円の債務負担を追加設定するものである。

5の3ページを御覧いただきたい。総務課分の予算について説明する。令和2年度の当初予算の総額事業費だが、総務課736億7千万余、元年度が約727億2千万円余であり、比較としては9億4千万円の増となる。総務課の予算の大半は、項番の1番、2番の職員給与費であり、総務課予算額の増加は職員給与費の増である。給与費は、昨年の12月時点の現員現給に基づいて積算をしているが御覧のとおり増加をしている。1番の一般職給与費の主な増加理由は、右側の概要欄に記載してあるように臨時的任用職員、常勤講師等の共済組合の加入に伴う共済費負担金の増加、これが約3億4千万円余である。また、2の退職手当の主な増加理由であるが、これも概要欄を御覧いただくと、正規職員の退職見込みの増加、2億4千万円となっているものである。総務課の部分は以上である。それではこの後、令和2年度の当初予算案に係る主要事業等について、関係課から説明する。

○米山教育施設課長 資料の5の4ページを御覧いただきたい。教育施設の予算額だが、上段を見ていただくと、令和2年度は12億1千万円余と、令和元年度に比べて1億円余の減となる。これは表10番目、特別支援学校校舎等整備事業で生徒数の急増対策として、松江養護学校の整備事業を行っていたが、これが令和元年度をもって終了ということが主な原因となっている。

次に、主な事業について説明させていただくと、まず1番目、高等学校校舎等整備事業である。これは校舎等の耐震対策を進めるものである。施設の構造体については既に対策を終えており、現在、非構造部材の対策のうち残されている対策として、屋内運動場等の照明器具の落下防止対策を平成29年度から行っている。令和2年度は安来高校をはじめ17校で実施することとしており、令和2年度をもって耐震対策を終了する予定となっている。

3番目の教育財産維持管理費のうちの県立学校空調設備事業である。エアコンは、近年の長期にわたる猛暑など環境変化によって生徒・教員等に被害を及ぼさないための措置として必要不可欠のものとなっている。また、県立学校においては、エアコンの未設置の教室が多く残るほか、管理諸室など公費で整備したものと、普通教室などPTAの会計等で整備いた

だいたいのものが混在しているなどの状況が続いていた。こうしたことから、昨年度の2月補正において、PTA設置のエアコンの実態把握のための調査費を計上し、今年度の調査を経て、県として今後のエアコンの公費による設置管理に関する方針を定めたところである。普通教室、図書室、視聴覚室などの特別教室の一部、職員室、保健室などの管理諸室について県で整備する部屋と定め、エアコン未設置の部屋の計画的な整備を進めるとともに、私費で設置いただいているエアコンの電気代・維持管理費を公費で負担し、計画的に県で支出することとした。

3番目だが学びを支える環境整備事業である。建築基準法の改正により、新たに防火設備の作動確認が義務付けられたことである。こうしたことを踏まえ、防火設備の基本調査を実施し、計画的に改修をすることとしている。

○木原学校企画課長 主要事業を抜き出して説明する。5の6ページを御覧いただきたい。主な事業を4つ挙げてある。まず一つ目が、「小・中学校少人数学級編制」である。令和2年度は、現行の制度での基準での学級編制によるものとなるので、例年の基準で学級数を算定して予算額をはじき出している。人数などは資料を御覧いただきたい。「2 児童・生徒へのサポート事業」である。これまでににこにこサポートなど小中学校で様々な支援のための非常勤講師の配置は1人ずつバラバラであったが、今回、事業の構成を変更し、この事業に一まとめにしている。事業内容そのものには変更はない。この中では(2)の②、学校現場から要望の多かった、にこにこサポートの特別支援学級への配置を30人から50人というふうに拡充している。「3 地域人材を活用した指導力の向上事業」である。こちらは教員の働き方改革を推進するために、地域人材を活用して事務アシスタントや部活動指導員を配置するという事業である。事業内容そのものには変更はないが、予算規模を大幅に増額して国の補助を拡充したところもあるわけだが、予算額を大きく拡大をして、学校への支援を拡充したいと考えている。「4 高等学校等就学支援事業」については、例年どおりの事業として実施する。1点、一番下の③にあるが、奨学のための給付金の支給が専攻科への生徒にも拡充されたというところが変更点である。

○多々納教育指導課長 主要事業の概要について説明する。5の9ページを御覧いただきたい。「1 学力育成推進事業」についてである。変化の激しい社会の中で生きる力を育む必要があることから、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるため、県立学校の全普通教室にICT環境の整備を進めていく。また、児童生徒の基礎的な知識・技能の定着、活用力の伸長を図るため、市町村と連携し学校においてチーム学校としての組織的な

取組を実施する。「2 子ども読書活動推進事業」についてである。学校図書館の充実と活性化を図るとともに図書館を活用した教育を推進するため、県内の公立小中学校における学校司書等の配置に対する支援、特別支援学校における学校司書を配置していく。なお、小中学校における学校司書等の配置に対する支援については令和2年度末をもって廃止し、令和3年度から学校図書館を拠点とした、子どもたち一人ひとりに寄り添った学習支援を行う「学校司書等による学びのサポート事業」を実施していくこととしている。県立図書館については、司書教諭の資格を持つ指導主事を配置し、学校図書館活動拠点の充実にに向けた支援を行っていく。また、家庭や地域での子どもの読書活動を推進するため、しまね子ども読書フェスティバル等の実施や男性による読み聞かせを推進するために「読みメンてちょう」の作成・配布などに取り組んでいく。

5の10ページ、「3 未来の創り手育成事業」についてである。地域社会へ貢献できる子どもたちを育成するため、学校図書館やICT機器を活用しながら、他者と協働して自分の考えを深める協調学習の推進を進めていく。「(1) 主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善プロジェクト事業」については、県内小中学校15校において主体的対話的で深い学びの視点による授業改善を進めていく。「(2) 教育ICTモデル校事業」では、県立高校3校において、協調学習、情報教育等も場面で有効な学習ツールの活用について研究していく。「(3) 教育みえる化基盤事業」では教育施策と効果をみえる化できるシステムの構築に努める。「(4) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」についてである。本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、平成25年度は66人であったが平成30年度は193人、令和元年度には199人と増加し続けている。日本語指導が必要な児童生徒への支援として、学校に日本語指導支援員を配置するなど、日本語指導の充実に力を入れている市町村に対して国の補助事業を活用し支援していく。また、県内の日本語指導が必要な児童生徒の多い小学校に12人、中学校に8人の教員の加配を予定している。

○江角地域教育推進室長 5の11ページを御覧ください。まず「1 教育魅力化人づくり推進事業」である。これは、これまでの教育魅力化推進事業など複数の事業をスクラップし、新たに一本化し再構築した事業である。事業の中身は、学校と地域が協働し、島根の子どもたちの生きる力を育む事業である。大きく分けて(1)から(3)まであり、(1)は子どもたちの生きる力を育む基盤となる学校と地域の協働体制、いわゆる高校魅力化コンソーシアムの構築、運営に係る経費を予算化している。(2)はその構築された基盤の上で、地域資源を活用した特色ある教育を行うための経費を予算化している。高校分については、①の地域と連携

した探求学習、インターンシップ等、②の大学や企業と連携した先駆的な取組を支援していく。小中学校分については、ふるさと教育の取組をこれまでどおり支援するとともに、②ではキャリア・パスポートという教材を活用し、ふるさと教育の取組の更なる充実を図る。

(3) は県立高校の更なる魅力化を図るための各種事業であり、①魅力化コーディネーターの研修や、③高校生等のアンケートによる魅力化の成果を図る仕組みを構築、④多世代が相互に学び合う場の構築支援である。

「2 幼児教育総合推進事業」である。島根県幼児教育センターが誕生して3年目に突入する。全県的な幼児教育の更なる質の向上を図るために、令和2年度は教育事務所の幼児教育スタッフの強化を図る。具体的には(1)のとおり、これまで松江・浜田にしかいなかった幼児教育アドバイザーを出雲、益田、隠岐にそれぞれ追加配置をし、県全体の幼児教育施設のスキルアップ、市町村の指導向上を図る。先ほどの、少人数学級編制の見直し最終案の協議で出された御意見についても、幼児期においてしっかり質の高い教育をして小学校につなげたいと考えている。

○村本子ども安全支援室長 5の12ページを御覧いただきたい。「悩みの相談・不登校対策事業」について説明する。この事業は、不登校やいじめ等の問題について未然防止や早期発見・早期対応のために行う事業である。「(1) 悩みの相談事業」としてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員配置を引き続き行う。スクールカウンセラーについては平成30年度から県内全ての公立学校へ配置している。「子どもと親の相談員」は、特に不登校支援の必要な小学校に対して30校の指定を予定している。スクールソーシャルワーカーについては社会福祉士会と連携を図りながら人材確保に努め、引き続き市町村への委託事業を行うとともに研修会を実施しスクールソーシャルワーカーの活用を充実させていく。相談窓口については24時間対応のいじめ相談テレフォン、心発達教育相談を設け、来所や電話によるいじめや不登校等に対する相談体制の維持を図る。また新規事業としてSNS相談窓口を開設し、相談窓口の拡充を行う。対象は、公立・私立の中学校、高等学校、特別支援学校の中等部・高等部の児童生徒とし、長期休業前後に開設を予定している。「(2) 生徒指導体制充実強化事業」としては引き続き小中学校でのアンケートQUを実施し、子どもたちが自己有用感を持つことができる学級集団づくりを支援していく。また、いじめ等対応アドバイザーとして、外部人材を活用し学校現場を支援する体制の充実を図る。条例によって設置された島根県生徒指導審議会、いじめ問題対策連絡協議会についても引き続き開催する。「(3) 不登校対策推進事業」として、県内にある12の教育支援センターを所管



する10市町に対して財政支援や運営面での支援を行う。また、宍道高校と浜田高校定時制・通信制を拠点に活動する連絡調整員を来年度も引き続き任用し、中学校卒業後あるいは高等学校中途退学後にひきもこもりの状態にある当該生徒、保護者等への支援を行っていく。

○佐藤特別支援教育課長 5の14ページを御覧いただきたい。「1 インクルーシブ教育システム構築事業」だが、新規の盲学校幼稚部設置準備事業については、この後、報告第82号で説明する。(1)から(4)については従来の事業を継続する。「(5) 新しまね特別支援教育推進プラン検討事業」については、現在、特別支援教育あり方検討委員会を開催しているが、その委員会からの提言を受け今後の特別支援教育の方向性を示す次期プランを作成していきたいと思っている。部局間連携であるが、まず、商工労働部との連携として特別支援学校高等部卒業生の就労支援をするために、県教育委員会に専任職員を配置して人手不足が懸念される新たな分野などを職場開発するとともに、作業内容について指導助言をしていく。また、健康福祉部との連携として特別な支援が必要な子と親への支援を充実するために、インクルーシブ教育システム構築事業中心に切れ目ない支援体制を構築するとともに医療的ケアの実施体制や相談体制を充実させていきたいと思っている。

○原保健体育課長 資料の5の16ページを御覧ください。「1 子どもの体力向上支援事業」は、子どもの体力が、昭和61年をピークとして低下傾向にあり、また小学校入学時に授業中に姿勢を保つ体力がない児童もいることから、この時期から運動に親しむ習慣を身に付け、生涯にわたり健康な生活を送れるよう体力向上支援に取り組むこととしている。オリンピック・パラリンピック・ムーブメント事業では、スポーツ庁から委託を受け、モデル校を5校程度指定して一斉研究やオリンピック等を構築する県内セミナー等を開催する。

「(2) 未就学児の体力向上推進事業」、「(3) 体力向上のための調査研究事業」については、就学前からの子どもの運動習慣づくりのため、保育士や幼稚園教諭を対象とした指導者研修や専門指導者の派遣研修、また、児童生徒の体力テスト調査結果を分析して、各学校での実態において、例えば、筋力とか柔軟性が弱いなど、そういった弱みがある部分について重点的に鍛えるなどの取組ができるようにする。

2の食育推進事業である。一番下【参考】のところに書いてあるが、食育については知事部局の農林水産部や健康福祉部とも連携して、全庁的に取り組むこととしており、他部局での主な事業を挙げているが、教育委員会では次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成を進める。事業としては食育のための副教材の活用や、食育の中核的な役割を担う栄養教諭や学校栄養士、学校給食関係者の研修等を行う。

○畑山社会教育課長 資料5の18ページを御覧いただきたい。二つの主要事業について説明する。ふるさと人づくり推進事業は、将来の島根をつくる子どもたちを地域ぐるみで育み、高校を卒業しても地域と関わり続けることができる仕組みづくりと、その基盤となる社会教育による人づくり機能の強化に取り組む市町村を支援するものである。子どものふるさと活動は、地域の一員である子どもたちが学校校区の枠を超えて、主体的・継続的に取り組む地域活動の実施とそのサポート体制を含めたモデルづくりである。小中学校のふるさと教育や高校での地域課題解決学習をはじめとした学校での学びを地域の中で主体的に実践することで、学びを深め、力として自分のものにし、そして更なる学習意欲へとつなげていきたいと考えている。大学生・若者の地域活動では、高校を卒業して進学や就職等により育った地域を離れることがあっても地域に関わり続けられるような仕組みを作っていくもので、さらには、将来、親として、地域の大人として次の世代の育成に関わっていく、そういった人材育成を進めていきたいと考えている。一方、地域の大人たちは子どもたちの活動を支え関わることで世代を超えてつながり、ともに学び、気づき、次の行動につなげる。今の大人たちの人づくりも併せて進めていきたいと考えている。こうした人づくりの基盤となる、公民館をはじめとした市町村の社会教育の機能強化も併せて行っていく。

続いて、資料5の19ページの「社会教育士の確保・養成事業」である。社会教育士とは、令和2年度から新設され、社会教育主事講習等を終了することにより称することができるものである。中段の図にあるとおり、社会教育士は学校や地域での人づくりや学校と地域の連携において今後更にその役割が期待される場所であり、社会教育士の確保のため社会教育主事講習等の受講機会を充実させる。新規の取組として(1)であるが、島根大学と連携し新たな方式の多様性講習を開設することとしている。既存の社会教育主事講習は、約1か月間、講習会場に集まって実施される集中型であり、家庭や仕事の都合で受講が困難なケースもあった。新たに開設する講習では期間は約8か月と長くなるが、平日の夜や休日を活用しICTを活用したオンデマンドや双方向型の遠隔講義も取り入れ、一部は自宅や職場等で受講できるようにしていく。

○萩文化財課長 文化財課については資料5の21ページに事業一覧を載せている。このうち、12番は古代出雲歴史博物館のリフレッシュ事業に伴い、機械警備設備の更新や、展示機能の充実のため「出雲と大和」展のために制作した出雲大社の心御柱（しんのみはしら）のレプリカを新たに展示することとしている。

続いて、1、2番に載せている主要事業について御説明する。資料は5の22ページを御覧いただきたい。「1 島根の歴史文化活用推進事業」については、今年度計上している「出雲と大和」展、開催費が減となるが、引き続き島根の歴史・文化の魅力を県内外の皆様に情報発信していく。内容としては、古代出雲歴史博物館のリフレッシュオープンに合わせ4月24日から特別展を開催するほか、島根の日本遺産、古代歴史文化賞などに関連した、シンポジウム、講座などを開催し、広く情報発信を行っていく。また、参考にあるように、県外で開催するシンポジウムや講座に合わせ、観光部局や県外事務所と連携して、島根の観光PRなどを実施している。「2 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業」としては、世界遺産石見銀山遺跡を将来へ確実に継承していくための事業を行っている。「(1) 世界遺産総合調査研究事業」については世界遺産石見銀山遺跡の価値や評価を更に高めていくため、基礎的な研究やテーマ別の研究を進めていく。「(2) 世界遺産保存整備事業」では石見銀山遺跡を将来にわたって継承していくため国史跡や町並み保存地区にある建物修理、遺跡の整備などを進める。「(3) 世界遺産総合情報発信事業」では、調査研究の成果や世界遺産としての魅力を広く周知していくため、関連セミナーやパネル展を開催するほか、外国人向けの多言語パンフレット、これは約7か国語程度考えているが、これを作成することとしている。

○安食総務課長 資料5の24ページ、令和元年度の2月補正予算案（初日上程分）である。先に成立した国の今年度の第一次補正予算案に対する県の事業分である。

資料としては5の26ページを御覧いただきたい。「G I G Aスクール構想の実現」に向けた環境整備という資料を付けている。「1 国の動向」として国のG I G Aスクール構想とこれに伴う補正予算措置について記載している。「(1) G I G Aスクール構想」は昨年12月に閣議決定されたものであり、Society5.0時代を担う人材投資として全国一律のI C T環境の整備が急務であることから、義務教育段階における1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するものである。このため、1月20日に成立した国の令和元年度補正予算において総額2,318億円の補助金が創設されている。事業の内容は大きく二つである。一つ目は、小・中・高、特別支援学校での校内通信ネットワークの整備と、二つ目は義務教育段階の小中学校対象に、児童生徒1人1台端末の整備費を措置しているものである。これに対応して、令和元年度2月補正予算案において必要な予算を計上するものである。内容は二つである。(1)、県立学校の校内通信ネットワーク。LAN環境、それから無線アクセスポイントの整備費に2億5千万円余。(2)、小中学校の児童生徒1人1台端末の整備に係る市町村の補助金交付申請等を県が取りまとめ行う事務費に450万円を計上している。

5の24ページにお戻りいただきたい。数字を説明すると、①の補正予算額の概要の補正前の額、いずれも事業費のところを御覧いただきたい、一番下の欄、合計欄だが、教育委員会全体で834億4千万円余に対して、補正額は先ほど説明した経費の合計で2億5千万円余の増額であり、補正後の額が836億9千万円余となる。

続いて、5の25ページ、②の課別事業別一覧である。県立学校の校内通信ネットワーク整備に係る予算は教育施設課の事業、それから小・中学校の端末整備に係る構築に係る予算は教育指導課の事業として計上している。次の③の繰越明許費補正として計上しているが、今回補正予算で計上した予算は全額、令和2年度に繰り越すこととしている。

以上、報告第76号の令和2年度当初予算案及び令和元年度の2月補正予算案（初日上程分）の概要についての説明である。

○林委員 5の11ページ、高校魅力化コンソーシアムの運営支援だが、どれぐらいの学校数を予定した予算か。

○江角地域教育推進室長 コンソーシアムというのが、県立高校の魅力化ビジョンの中で全ての県立高校で学校と地域の共同体制をつくる、すなわち35校、分校を入れて36校すべてで作っていくということになっているが、当然段階があり、学校と地域が共同体制の機が熟したところから予算を付けて加速させていくというものである。来年度は、概ね10か所程度予算化をして、運営費やサポートする人件費を支援することとしている。

○真田委員 5の10ページだが、教育指導課の「3（3）教育みえる化基盤事業」とあるが、具体的にどういう事業か。

○多々納教育指導課長 認知・非認知、教科横断それぞれの云々と書いているが、テスト等で測れるものだけではなく、意欲や今まで見えないと言われていたところ、これが非認知能力といわれるところだが、そういったところもなんとか可視化できないかというところを研究していく、そういうシステムを構築していくという事業である。

○浦野委員 5の11ページにある、魅力化コーディネーターの養成・育成を目的とした研修会議等を実施とのところと、5の19ページ、社会教育士の確保・養成事業というのは部署が違うが関連はあるのか。

○畑山社会教育課長 5の19ページの図にあるとおり、講習を受けたコーディネーターとか社会教育のノウハウを身に付けられた方が、学校、地域での魅力化コーディネーター、そういったところで活躍いただきたいと思っている。そのような方々が、まず、社会教育士と名乗れる資格を取る講習がこちらの講習であり、魅力化コーディネーターの養成・育成は配置

されたそれぞれのところで、それに必要な現場での研修・講習も行われていくとお考えいただきたい。

○浦野委員 先ほどの総合教育会議でも出たが、やはりコーディネーターの仕事を確立して、この方たちがそれなりの報酬を得たり社会的にも認めたりされるような事業、そういうものに発展していくようなシステムがあったらいいと思う。もし、そういう支援をするときには、この予算はどういうふうに組み込まれていくものか。

○江角地域教育推進室長 現況として、このコーディネーターは県立学校を中心に県内でだいたい60人ぐらいおられる。県立高校で約40人、小中で約20人。この方たちは、国の教育システムの中で常勤として当たり前の地方財政措置がされていないので、働きぶりの割には非常に低廉な賃金でやっておられる。これについて学校と地域をつなぎながら社会に開かれた教育課程ということを経済省指導要領では一番に言っており、当然そういったところをつなぐ人に関しては、まずは国の方がしっかり地方に財政措置をすべきだろうということで、ここ数年、国に重点要望を出している。とはいえ、なかなか叶わないため、何とかこの人達のスキルに似合うような処遇や給与待遇、福利厚生面について、今、地域教育推進室と各市町村で協議をしながら、毎年予算査定の中で何かできないかということをやっている。まず基本的には、国の方にしっかり求めて、次に県と市町村でそれまでのつなぎという言葉が悪いが、しっかりと処遇改善をやっているという状況だ。案ではあるが、先ほどの社会教育士の資格を持っておられるコーディネーターが、例えば資格職という形で現行の単価にちょっと上乘せをするようなことも、県と市町村の協議の中で考えている状況である。

○新田教育長 コーディネーターの役割の重要性は、他県でもだんだんと普及していったというか、そういった面はある。全国の教育長会議の場でも、こういったコーディネーターの役割をしっかりとめましようというような動きがある。一方、国は、コミュニティスクールの方で同じような役割を担うという、すでに走っている事業があるが、これは適切な表現かどうか分からないが、いわばボランティア的な位置付けでこのコーディネーター的な役割を定義して、謝金相当という形でやっているが、今、県内で勤めておられるコーディネーターの方はレベルが違うという語弊があるが、本当に学校教育の中の一番重要な地域との接点を担っておられるということで、国へ重点要望もしており、文科省もある意味、そういったところで補助事業の中でカウントするような動きにもなっている。いろんなアプローチをしていきたいと思っている。

これらの事業、主に新規拡充の事業を中心に御説明したが、また新年度になると事業の進捗等について必要に応じて御報告させていただきたい。

———原案のとおり了承

## 報告第77号 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 6の1ページを御覧いただきたい。現在、教員の働き方改革が国を挙げて推進されているが、昨年12月4日に国会において公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立し、同月11日に施行されている。

今回、この法改正に伴い、タイトルとして挙げている県の条例だが、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。その所要の改正を行うために、この2月議会に改正案を提出することになっている。その内容について報告する。

まず、国の法律改正のねらいだが、教員の働き方改革を推進するためのものということである。それには二つの柱があり、まず一つが、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することということ。時間外勤務の上限などを示すということである。二つ目が、教育職員に対して長期休業中など休日のまとめ取りができるように、一年間の変形労働時間制を活用できるようにするという、こういう二つが法律改正のねらいであった。今回、この法改正のときに一つ目の柱であった、業務量の適切な管理等に関する指針の策定に関して、条例を改正するというものである。この内容は法律第7条に規定されている。国では時間外の在校等の時間の上限を月45時間、年360時間としたガイドラインを策定しているが、今回これを指針に格上げをして、在校等の時間の縮減の実効性を強化としている。この条文の施行は令和2年4月1日ということになっており、これに合わせて各地方公共団体でも同様の条例や規則の整備を進めるように文部科学省から求められている。今回の条例改正は、こうした動きの中で進めているものである。

具体的な条例改正の内容であるが、6の2ページを御覧いただきたい。こちらの新旧対照表で改正後、改正前のものを示している。この中の第6条である。こちらに「教育職員の業務の量の適切な管理等」として、この条文を新設し条文の中に教職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理などの措置について、法律第7条の規定に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする規定をしている。

1 ページに戻っていただくと、この条文によると、教育委員会の服務監督を行う教育委員会、つまり、小中学校においては市町村教育委員会に、県立学校においては県教育委員会においてということになるが、先ほどの国の指針に相当する規定の整備を進めることになっている。県教育委員会としては、現在国と同じ基準、つまり、学校での在校等の時間を勤務時間外においては月45時間、年360時間までと働き方改革プランで示しているが、これをこの条例に基づいて示すものというふうに整備するように作業を進めている。その前提となる条例改正を今回行う。施行期日は令和2年4月1日ということにしている。なお、先ほど方法改正の二つ目の柱で申した、1年単位での変形労働時間制の活用可能とする内容については、法律の条文の施行が来年の令和3年4月1日となっている。県としても、今後国の動きを注視しながら、この制度のやり方については今後時間をかけて検討を進めるということになる。

○真田委員 上限のガイドライン等を指針に格上げするということが、どう変わるのか。

○木原学校企画 これまではガイドラインということであり、ある意味努力目標というか、そういったレベルだが、指針ということになるともう我々がそれを目指して進めていくという、ある意味、強制力が強くなるというか、求めるレベルが少し上がっていくというところ。

○真田委員 それを超えると例えば処罰とかそういうことではないのか。

○木原学校企画課長 罰則の対象外ではあるが、民間では守る規定であり、それに準じて学校でももちろん守るように進めていく、そういう指針ということ。

○池田委員 先ほど説明で、令和3年4月1日から1年単位の変形労働時間制に関しては条例をどうするのかという話をされたが、そうすると1年単位の部分とこの上限ガイドラインの月45時間、年360時間というのは両方あってもおかしくないということになるのか。

○木原学校企画課長 最終的に年単位で変形労働時間制というものが実現できるようにするのが国の考えだが、そのためにはまず条件整備として、時間外の勤務上限を定めてそれを超えないような状況ができた上で、1年単位で変形労働時間というのが導入できるということで、まずは条件整備を進めるといって、時間外勤務がほとんど生じない状態にした上で、変形労働時間制を考えていくという考え方で進められるところである。

○新田教育長 結局、2段ロケット、令和2年4月1日から施行するのは上限のガイドラインを指針としての格上げすることだけ。中には変形労働時間制の導入は含まれない。

○池田委員 変形労働時間制というのは要するに1年間を通してであり、長期休暇に残業時間の貯めていた部分を、長期の休みのときに取ればいいんだと考えたとしたら、月45時間と

というのが大幅に増えるのではないか。だから、結局、働き方改革というか、学校に子どもたちがいるときの残業は増えて行くのではないか。

○木原学校企画課長 おっしゃる点は、国の中教審でも懸念された意見として取り上げられているが、通常、時間外勤務がたくさんあるところで、それを今度夏休みの間に勤務時間、休日の活動しなさいということになると、実質は労働時間が増えただけという話になってしまうので、通常の勤務時間外勤務がほとんどない状態、それが縮減されている状態になれば、やはりこういった休日の取り方ということが実質意味を持たないといった状況になる。そういうことのないような環境整備を行うことが必要ということで、指針というものを格上げして努力して取り組んでいくということが進められるところだ。

○新田教育長 結局、時間外勤務が非常に多いときに変形労働時間制をとって、繁忙期に延びた上に更に45時間でやる場合は、結局、労働条件の改善とか働き方改革には全く資さない、どちらかというとその勤務時間がその月延びるのをただ正当化するだけになるので、そういう状況では変形労働時間制を入れないというのが今の文科省の考え方。したがって、企画課長が申し上げたように、まずはそういう課題がない状況を作らないと、変形労働時間制を入れても実効性のある運用はできませんよね、というのが今の考え方だと理解している。

○浦野委員 このように、上限のガイドラインを条例という法律で定めたとしても、仕事の内容そのものが変わらないと。かかる時間というのはどうして減らしていくのか。例えば小学校の先生はどんどん増えている。英語、プログラミング、それに伴う研修など、勉強しなければいけないことが増えていく中で、時間だけこういうふうに定められても、逆に苦しいのではないかと単純に考えたら思うのだが、その点はいかがか。

○木原学校企画課長 学校現場の先生方も同じような懸念をお持ちだろうと思っている。ただ、教育委員会としては働き方改革プランを作り、業務改善、意識改革、業務見直し、そういったものに地道に取り組み積み上げていくことによって、先生方の負担が軽減されたり、業務の量が少なくなっていくような取組も進んでいくと考えている。働き方改革は、今年度スタートしたところで、粘り強く、先生方と一緒に頑張っていくということになると思う。さらに、業務アシスタント、部活動指導員などの外部の人材を活用して、これらの予算もかなり拡充してと考えてはいるが、いろいろな取組を更に進めていきたいと考えている。

○池田委員 法改正の概要の中で在校等時間の縮減というのは持ち帰って仕事する分にはいいともとれるが、その点はどうか。



○木原学校企画課長 文部科学省も持ち帰りという現実があるのであれば、非常に大きな問題だという認識を持っており、我々もそういうふうに理解している。持ち帰りの仕事が生じないように工夫していかなければならないし、そういった持ち帰りの時間ということがかなり大きなものであれば、実態も調査する必要があるかもしれない。そういったところは、これからの課題であろう思う。

○新田教育長 今年度から取り組んでいる教職員の働き方改革をしっかりと実践して成果出すということが伴わないと、条例改正するだけでは意味がない。しっかりと取り組まなければならない。

———原案のとおり了承

#### 報告第78号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料7の1ページを御覧ください。この提案理由は、1にあるように、学校の教職員定数について児童生徒数の変動に伴って条例で定める職員の定数を改正するというものである。増減のある部分についてのみ説明する。

まず高等学校だが、教育職員が10人増となっている。学級減が進行している学校もあるが、島根中央高校、矢上高校で来年度定員増を行うこと、また、県単独事業による資格教諭の配置の拡充を計画しているところもあり、10人の増と出ている。それから特別支援学校でも、教育職員が21人増となっているが、こちらは児童生徒数については大きな変動はないが、障がい程度の重い児童生徒が増加する傾向があるということで、学級数の増加が見込まれている。これにより、法に基づく教員定数が増加するというので、こういった増がでている。小中学校のところでも、教育職員が17人増となっている。こちらは、児童生徒数そのものは若干減少する見込みであるが、特別支援学級が増加するという見込みがあり学級数が増えている状況である。これにより、こういった人数の増となっている。事務職員及び技術職員の定数は1人減であるが、これらは標準学級数の変動により法に基づく定数が減少するということである。なお、今年度末での小中学校統廃合の予定はない。

このお示した数字、人数は、こちらは定数の不足が出ないように最大限の見込より算出している人数であり、実際に学校に配置する人数は今後確定していくことになっている。特に小中学校においては、最終的には今年4月1日付けの確定時の生徒数によって決まるということになる。

2 ページ以降は条例の新旧対照表を載せている。

——原案のとおり了承

#### 報告第79号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者特別選考試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 8 ページをお願いしたい。先月、1月11日に実施した高等学校の水産科教諭の採用個別選考試験の結果について報告する。この特別選考試験は、通常の教員採用試験の日程だけでは人材の確保が難しい場合に特別の日程で採用試験を実施するというものである。今回、今年度実施した採用試験で出願がなかった水産の漁業について再度の募集を行い、試験を実施している。試験の内容は、水産に関する専門教養試験、小論文試験、面接、模擬授業を行っている。受験状況と選考結果は表のとおりである。2名の出願があったが、受験者は1名であり、その1名を名簿登載している。受験した人数は少なかったが、水産高校で専門教科を指導できる人材を確実に確保できたと判断している。1月31日に合格発表をし、本人に通知している。

——原案のとおり了承

#### 報告第80号 令和元年度島根県学力調査結果概要について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 それでは9の1 ページからお願いする。そこに書き上げたとおり、全国学力調査等での課題が見られた部分について、改善状況等を県の学力調査で見て、より一層改善するということを目的にしているものである。実施日は12月の10日、11日。公立小中学校等の301校で実施した。実施学年・教科・人数については「4」の表にあるとおりである。小学校5・6年生は国語、算数と意識調査、中学校1・2年生については、国語、数学、英語プラス意識調査という形にしている。人数は、御覧のとおりである。

9の2 ページを御覧ください。「5 県調査の考え方・特徴」、「6 用語」、「7 公表する調査結果等」については、書き上げたとおりであり説明は割愛させていただく。今日お届けしている資料は、「7」のうちの(1)、結果概要のみとなっている。御了承いただきたい。他のものについてはホームページ等で公表させていただいている。

それでは9の3 ページからお願いする。教科に関する調査の結果を、このページ以降、小学校国語、中学校国語、小学校算数、中学校数学、中学校英語の順にまとめさせていただいている。9の3 ページにお戻りいただき、小学校の国語を例として資料の構成だけ説明させ

ていただく。「1 全体的な結果の概要」について、成果と思われるものには、冒頭に丸印、課題と考えられるものには冒頭にダイヤモンドを付けてまとめている。「2 全国学力学習状況調査等における課題」だが、教育指導課の方で、課題としてとらえていったものを改めて列挙し、県調査で改善状況等の検証を手掛けたところである。「3 比較的できている問題例」については、例示の形とし、問題番号と正答率を付けている。

9の4ページ、「4 課題のある問題例」でこれも例示とさせていただき、正答率に加え、無回答率をつけている。「5 今後の指導のポイント」を分析した結果として顕在化した課題等をもとに、市町村教育委員会や学校現場に直接伝えていきたいことをまとめている。例えば、この小学校国語においては、①の一つ目だが、同音異義語が相変わらず、なかなか正答率が高くならなかったという例でも分かるように、漢字の定着については機械的に反復する練習だけではない、漢字辞典を使って漢字の意味を調べたり、その漢字を使った熟語を集めて文を作ったりするような、一般化ができる取組を期待したいこととか、読むことにおいては様々な図書資料から情報を集めたり、それをもとに自分の考えをまとめたりする活動を授業の中でどんどん取り組んで欲しいことなどを重点的に指導したいポイントとしているところである。中学校国語以降は、説明は割愛させていただきたいと思っている。ただ、各学年、各教科の状況について総括すると、これは資料がなく、私の説明のみになるが、4月の全国調査の結果、これまでの県学力調査の結果を踏まえ、改善すべき事項を意識しながら各学校では、授業改善に取り組んでいただいているという認識をしている。そういう結果が出ているものと認識している。さらに、これから、子どもたち一人ひとりに力をつけていくためにも、一つには、先ほどのこの同音異義語の例にもあったように、基礎的な知識技能が活用できる、普段の生活で適切に使うことができるように、活用の場面を意識した学習を授業の中で取り入れていただき、活用できる知識技能を意識した指導をお願いしたいということ。また、数学や英語で複数の力を組み合わせる学習に課題が見られたというところから、学んだことが活かされるために、一つの課題を多方向から考えたり、話したり聞いたりといった複数の方法で学習していくこと、体の五感を使って学習していくようなことを、各学校では特にお願いしたいと考え、説明会等でお伝えしているところである。

9の13ページから9の16ページをお願いします。意識調査の結果概要をまとめたものを資料としている。一つ目、全国学力学習状況調査における課題と県学力調査の分析項目としているが、こちらの方を御覧いただきたい。今年の全国調査では、学習に対する関心・意欲・態度、授業改善の状況、学習習慣という三つの観点で分析することとした。今回の県学力調査

においても同じ観点で分析を行ったところである。なお、全国調査のような学校への質問紙がないため、児童生徒への質問項目を恣意的に①から⑮とさせていただき、観点別に分類した上で課題の改善状況を分析している。それぞれの関連別に全国調査における課題を四角囲みで、冒頭に掲げ、今回の質問項目関係分を列挙する形としている。

では、9の13ページの下の方の2の課題の改善状況を御覧いただきたい。観点別に分析結果を冒頭に示しているが、9の14ページ以降、カラー刷りになっているグラフがある。過年度と比較を示すグラフを付けているので、併せて確認いただくと幸いだ。詳細は割愛させていただくが、これもまた私の説明のみになるが、意識調査結果について総括をさせると、3点ほど説明させていただく。各学校において、分かった、面白いと子どもたち感じる授業の改善が進められており、子どもたちの意識についても、より学びに向かいつつある状況、好状況、良い状況であると総合的にはとらえている。ただ、正答率等に明確に現れるところまでには至っていないものがあり、各学校においては、今の取組をしっかりと着実に進めたいと考えている。2点目。家庭学習については、引き続き改善の課題が見られている。授業の定着、復習といった意味の課題提示だけではなく、学んだことを日常につなげる、例えば、個別の調べ学習といった取組とか、授業内容を更に深める課題の提示といったことなど、その時々の内容や子どもたちの関心度に応じた家庭学習を考え、実践していただきたいと考えている。3点目、スマートフォンのことも調査している。スマートフォン等の使用時間が増える傾向にあり、家庭学習時間の確保や健康被害の面も含め、適切な使用方法について学校だけではなく各家庭での協力も得ながら指導をお願いしたいと考えている。

それでは最後に9の17ページをお願いする。県教育委員会として、今後の対応についてまとめたものだ。もちろん、冒頭にあるように市町村教育委員会との連携協力は欠かせないのであるので一層進めていきたいと考えており、主体的対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を、全県的に推進していこうと考えている。これが一つの大きなテーマ、考えている。具体として四つ掲げているが、今回の調査結果の説明会をもちろん実施する。それだけではなく、授業の視点をまとめたチェックリスト、ここに例示を持ってきているが、こういったものを作って、どの学校でも同じ視点で授業を作っていく、あるいは授業を見ていくというようなものを統一化する、可視化するということに取り組んでいきたいと思っている。また、授業改善モデル校における研究成果を全県に普及させる、改善ポイントをまとめた資料を冊子化して各校に配付するなど、授業を中心とした教育のあり方について、その方向性と重点が各学校に明確に、統一して伝わるように努めていきたいと考えている。

○真田委員 9の13ページ、意識調査の結果概要の(3)学習習慣のところ、「平日1時間以上勉強する中学3年生の割合について依然として全国との差が大きい」とあるが、以前から少しは改善しているのか。

○多々納指導課長 改善が少しというところのレベル感であるが、急激に下がっているわけではなく、平行な推移にとどまっている。あまり改善は見られていないというのが正直なところだ。絶対的な学習時間は、そう大きな伸びが見られていないというのが現実であり、家庭学習の時間の確保はもちろんだが、やはり中味の充実、何を求めて、家庭で学習に取り組むのかということ、特に強く伝えながら、指導していきたいと思っている。

○真田委員 ぜひお願いしたい。それから、9の17ページ「IV 今後の対応」で、「1 すべての小・中学校を対象とした結果説明会を実施」とあるが、学力育成の中核を担っている先生を対象として説明会を行うということだと思うが、例えばPTAや全教職員という、範囲を少し広げてみて、家庭学習等の大切さというのを説明しないといけないのではないかと。

また、「2 協調学習による授業改善の推進」の2つ目の指の見出し記号が付いているところだが、子どもたちが学ぶ「意志」を持った授業。「意欲」か「意志」か、国語の問題になると思うが、ここでは「意欲」ではないかなと思うがどうだろうか。

それから、最後の「4 家庭と連携し主体的な家庭学習の取組を引き出す指導の充実を図る」とあるが、主語が何なのか、どこが、どんな方法でということがあれば教えてほしい。

○多々納教育指導課長 3点いただいたと思っている。一つ目の結果説明会等の対象であるが、もちろんPTA保護者の方々も含めてもらうことが望ましいと考えているが、なかなか皆さんを集めてというのが難しい状況にあり、まずは、学力育成の中核を担っているキーマンと言われる方にしっかりと伝えて、そこからまた、PTAの機会等々に伝わっていくのが、現実的には行いやすいのかなと思っている。もちろん機会があれば、県の教育委員会としても、そういう機会をとらえて、伝えていきたいという思いは持っている。これが一つ目である。

二つ目の意志の話であるが、こちらはあえて意志とさせていただいてる。意欲はもちろんだが、やはり自分からということをお大切にしたいと考えており、あえて意志という言葉にさせていただいている。それが学びの先に自分の未来が、というような思いを持って学びに向かわせたいなと思っているところだ。

3点目、家庭と連携しというのは、もちろん各学校である。各学校で家庭と連携し、主体的な家庭学習の取組を引き出す指導の充実を図っていく。そのための教育委員会のバックアップを進めていくという意味である。

○真田委員 大変だと思うが、教育事務所の指導主事の方がいろいろな方法でやらないと学力育成の中核を担っている先生方に言っただけでは伝わらないのではないかと危惧している。できれば、先ほど言われたPTA総会とか、そういう機会を通して家庭学習の大切さを説明していかなければならない。これは「4」にも当てはまることだと思う。

少しこう振り返って検証、どうなのかということをしないと、依然としてというのが毎年出てくるので、改善をしていかないと何も変わらない。ぜひこの辺は、数値的に少しでも改善するような方法を考えないといけないのではという思いで今後の対応を読ませていただいた。よろしく願います。

○浦野委員 この時期に資料を見せていただいて説明を聞くのは4回目になる。毎年あまり変わらないので、残念に思う。何がどういけないのか分からないが、その他というところに、スマートフォン、携帯電話、テレビゲームとかあるが、スマートフォンの普及というのはこの4年間に、浸透していつているような気がする。特に小6、小学校高学年の子どもさんが結構持っているようで、マイナスの要因ばかりこう数値が上がっていつているような気がする。中学生の子どもさんにとっては、どこの親御さんも悩まれているというのが現状だと思う。パソコンとかテレビゲームとかその類のものだけが原因とは言い切れないと思うが、家庭学習の時間がなかなか増えないというのはどうしたらいいのかと思う。もう少し勉強すればいいのと思うが、結局、こういう形で終わってしまって、私も何もできないままに終わってしまったという後悔とか反省がある。

この前の出雲高校のSSHの発表で、高校生が島根県の小学生の学力を上げるためにはというテーマで研究し考察した結果を発表されていたが、その高校生の研究の背景とか研究の目的のところにも低迷しているという言葉が使われており、少し前まで小学生だった子どもたちもこういう言葉を使うぐらいなんだということに私は少しショックを受けた。子どもさんが文献研究とか、おそらく県の資料を集めて考察されたと思うし、実際に小学校の先生にインタビューもされていて、資料には島根県の小学生の学力の低迷には普段の生活が大きく影響しておりそれを踏まえた指導政策が必要である、と書かれていた。発表は聞きそびれてしまい、残念だなとか申し訳ない気持ちだが、資料やポスターを見て、少し前まで小学

生だった子どもさんが考察して、まとめていることは参考になるところがあるのかなと思い、この場で紹介させていただく。

○多々納指導課長 私も見させていただいた。私は説明も聞いており内容も分かっている。石川県など他県との教育施策の比較も高校生がしっかりとやっていて、たくましいなと思っていたところである。ただ島根県の教育施策は、向かっていく学力、広がっていく社会力、高まっていく人間力だけだというような調べ方をしていたので、そうではないということと言いたかった。高校生はしっかりと課題意識を持って探求してくれているということの心強さは感じた。ただ、島根県教育委員会として、あるいは市町村教育委員会として何が行われているかというところ、もう1回、しっかりと私達も検証し直して、子どもたち自信を持って、島根で学んでよかったと思わせる、むしろ自慢をさせるよう取組を進めていきたいと思っている。

そこで一つ言いたいのは、主体的・対話的で深い学びの授業改善ということを全県的に進め始めたのは昨年からであり、これが結実するのはそう簡単にはいかないと思っている。授業が対流的になるとか対話的になる、自分が何を学ばなければ、なぜ学ぶのかを考える。そういった授業改善そのものがカンフル材にもなるだろうと考えており、ぜひそこは進めていきたいと考えている。また、ICT機器、スマートフォン等をはじめとするものをむしろ武器に変えるような、そういう取組をして学校現場の環境を整えること、学校現場でこうやって使えばいいんだっていうようなことを示すこと、体感させることによって、家庭でも機能するようにしていけたらいいなと考えている。

○新田教育長 この学力向上、特に、家庭での学習時間というのは象徴的な数字ではないかと思う。この教育委員会会議の場でも必要な議論、これからもやっていくべきだと思っている。よろしくお願ひしたい。また継続してこのテーマはやらざるを得ないと思っている。

——原案のとおり了承

## 報告第81号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果及び一般選抜の出願状況について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 10の1ページから願ひする。推薦選抜の出願状況については、前回の教育委員会会議で報告したところだが、その結果についてまとめたものである。出願期間、面接等の実施日等々は御覧いただければと思っている。なお、合格内定通知は1月27日に各中学校へ通知し、正式な合格発表は3月12日、一般選抜と同じ日に行うこととしている。

推薦選抜については、こちらに書いたとおり、29校58学科で実施された。出願数758名に対し合格内定者数は709名であった。過去の状況を見ても大きな違いはないものと思っている。

それでは10の2ページをお願いします。推薦選抜とはまた違い、中高一貫教育校（連携型）の特別選抜を飯南高校、吉賀高校の2校で行った。出願数はそれぞれ飯南高校26名、吉賀高校32名。吉賀高校は多いが、これは中学校3年生が非常に多い年だったと聞いている。合格内定者数は予定していたとおり、飯南高校は26名、吉賀高校は20名ということになっている。

スポーツ特別選抜については、13校で募集をかけ実施したのは10校、前年より松江北高校（陸上）1校が減になったの13校。実施校の数が少ないのは、出願がなかったというところである。書類審査、面接等が行われ、34名の出願に対し33名の内定を出したところである。

一般選抜の出願状況について説明する。出願期間は2月4日までとなっていた。現在、第1志望学科への出願状況は10の2ページの表のとおりである。全日制で0.90倍、定時制で0.39倍、定時制の方は0.04ポイントほど上がっている。トータルでは0.86倍となっていることだ。

10の3ページをお願いします。一般選抜で募集定員の競争率が高いところ、10学科を前年度と比較する形で載せている。かなり隔年減少というのもあり一律にこれがこうだったから上がったというようなことはないが、ただ、聞き取りをすると、やはり中学校等へのPRがうまくいったというようなことも聞こえてきている。一般選抜出願時の全日制課程の対募集定員競争率の推移については、表に真ん中の表にあるとおりで、去年に比べて0.01ポイント下がっているが、これもほぼ例年どおりに近いのではないかと思っている。3番目、地域外からの合格者を入学定員の10%以内に制限する学校出願数については、例年のことであるが、松江南高校が合格者数の上限を上回る出願者数となっている。

10の4ページをお願いします。通学区外からの合格者を入学定員の20%以下に制限する学校の出願者数については、松江北、松江南、松江東の3校のみとなっているが、松江東高校が、例年にも増して通学区外からの出願者数が多くなっており、上限を7名上回る形での出願を得ているところである。今後の日程については、こちらに書き上げたとおりで、次の10の5ページの表等もホームページ等で示しており、こういうものを見ながら、受験生、あるいは保護者の方で相談され、出願の変更が認められる期間に入っている。出願変更の受付期間は18日（火）までとなっており、21日に一般選抜最終出願の状況が取りまとめることができる。こちらを6のその他に書き上げたとおり、同日の10時に教育指導課のホームページ上に掲載することとしている。他の日程については、「5」のとおりである。



——原案のとおり了承

## 報告第82号 盲学校幼稚部設置について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 資料の11の1 ページ、本県の視覚障がい児教育の「(1)現状」と「(2)課題」だが、現在、盲学校に幼稚部が設置されていないために重度の視覚障がい児でも保育所等に入所している状況である。専門的な指導者がおらず配慮した設備も整備されていないために、幼児自ら積極的に体を動かすなどの自立を目指した指導は困難な状況である。また、特別支援学校では、視覚障がい児支援の取組として乳幼児期からの教育相談や保育所等への訪問相談を行っているが、指導時間が短く、訪問相談の保育士の助言にとどまるために教育効果は十分であるとは言えない。一方で「(3) 幼稚部設置の要望」として、現在開いている特別支援教育在り方検討委員会において、委員からも、幼稚部が盲学校幼稚部設置を検討する意見があったこと、また以前から島根県特別支援教育振興会や視覚障がい児の保護者からも設置の要望が上がっている。「(4) 視覚障がい児の早期教育の必要性」であるが、将来の生きる力につながる見え方を補う単眼鏡の使い方、あるいは白杖を使っての移動の仕方、あるいは点字を読んだりするための触察の方法などの教育をする必要があり、小学校就学前にその素地を定着させることが重要と考える。また発達の遅れや偏り、二次的な障がいを防ぐためにも早期の教育が必要である。そこで上段に書いてあるが、視覚障がい児への支援を充実させるために令和3年度に盲学校幼稚部を設置し、令和2年度は開設のための指導体制や指導内容等を検証するための準備を行うこととしている。

11の2 ページには、予算額の内訳あるいは幼稚部設置のイメージについて示している。

○新田教育長 令和3年度に設置ということで、2年度の当初予算案に準備経費として、11の2 ページの一番上に書いてあるような内容の予算を案として計上している。議会での了解が得られれば、令和3年度の幼稚部の設置が実質的に決まると受け止めている。

○浦野委員 「幼稚部設置について」の「一日のスケジュールのイメージ」のところで、学習という言葉があるが幼稚部において学習という言葉を使うものか。

○佐藤特別支援教育課長 幼稚部については幼稚園の指導要領があり、それに準じて指導という形になっている。いわゆる視覚に障がいがあるので、その他の感覚を研ぎ澄ます必要がある。特に、聴覚あるいは触覚と、将来生活に生きるための力を指導するという形だ。

——原案のとおり了承

### 報告第83号 令和元年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課）

○原保健体育課長 資料12ページ、2月6日に島根県体育・優良学校等表彰を行った。表彰には5部門あるが、今回は学校保健の部のみの表彰になり、出雲市立湖陵中学校の受賞となった。4に受賞校の活動状況を記載しているが、湖陵中学校は地域に、幼稚園、保育園、小学校、中学校が1校ずつ、比較的まとまった場所にあるということで、幼保、小、中が連携した取組をしていることが特徴である。具体的には、例えばだが、幼保・小中が共通して、各学期の同じ時期にチャレンジ習慣というのを設定し、起床就寝時間、朝食、メディア接触などを共通項目として、各自が設定し、中学生は学習時間というのも追加したチャレンジカードで取り組まれている。中学校では4回目、翌年度の1学期も追加して取り組まれたところ、期間を通じて増減しながら、睡眠時間6時間未満の生徒の減少と学習時間の増加につながったというような報告もあった。日常生活を大切にして、生徒にやらせるのではなく自己管理ができるように、地域や家庭、障がい者施設など、様々な関係機関との連携などの取組が評価されたものである。

———原案のとおり了承

### 報告第84号 令和元年度学校給食の地場産物活用割合（食材仕入れ状況調査結果）について（保健体育課）

○原保健体育課長 資料13の1ページを御覧いただきたい。「1 趣旨」だが、学校給食では地場産物を積極的に活用することは、子どもたちがふるさとの自然の文化、産業などに対する理解を深め、また生産者の努力や食に対する感謝の心を育む効果がある。そういったことから、この調査結果は、県の食育推進計画の目標である、学校や地域における地場産物の使用の推進の評価指標ともされている。「2 調査方法」は記載のとおりだが、食品数で率を出しているので、地元産や県内産の食品数を分子に、全使用食品数を分母としている。

「3の調査結果」は、令和元年度の地場産物活用割合は54.4%で、ほぼ前年度並みであった。

13の2ページの表に品目別での年度の推移、市町村の今年度と前年度の結果を挙げている。品目別では、卵、きのこ、調理加工品についての大きく伸びているが、いも、豆、肉類について5ポイント程度の減少となっている。各学校では、栽培や収穫率に沿って年間の食材計画を立てて献立を作成しているが、天候不順などの影響があり地元産物の供給が不安定となって使用できなかったと聞いている。

13の3ページには、市町村別、品目別の細かい表を挙げている。地場産物という、まとまった量を安定的に確保することが難しかったり、規格外のものを下処理作業するのに手間がかかったりと様々な課題もあるが、例えば飯南町では今年度活用割合が伸びているが、毎月、地元の生産者の方と意見交換を行い、どういう野菜が採れるかといったことを随時確認して献立を作成するといった取組をされている。

資料の13の1ページに戻り、「4 他部局と連携した取組」である。(1)の組織づくりである。地場産物の活用は給食センターだけでは進められないため、学校給食の関係者と市町村の農林部局、農産物の生産振興部局、流通関係者をつなぐための研修会を開催している。(2)のコーディネーターの配置だが、例えば、雲南市では調理上の統合があり、それをきっかけに調理場が遠隔となり生産者が納入をためらうこととということがあり、それを解消するために生産者と調理場をつなぐコーディネーターを配置し、生産者が近くの集荷所に持っていけばよいというようなそういう集荷の体制づくりや学校が希望する、月毎のメニューにできる野菜の栽培に向けた、生産者への働きかけなどをして地場産物の活用に努めておられる。こういった事例を公開し、各市町村に働きかけている。

資料13の4ページからは、調査を行う6月と11月をしまね・ふるさと給食月間として献立の工夫や食育の取組について報告を頂いており、その一部を記載している。統一献立を提供する日を設ける市町村の増加や、地元の特産品を使った献立や郷土食など、工夫を凝らしたものも多くなっている。

13の5ページでは、特色のある食育の実践例として、栄養教諭や養護教諭、担任による食の指導や、生産者による出前授業、親子料理教室や試食会などの取組を載せている。学校における食育を推進して学校給食を充実させ、農林水産部、健康福祉部、市町村とも連携しながら進めていく。

○浦野委員 市町村の間で、地場産物の使用割合に差があるのはどういうことが原因か。

○原体育課長 市町村によって食数や調理場の規模などの違いがあるが、かなり食数の多い松江市では地場産物、県内産のものを入れにくい実態があると伺っている。ただ、小規模の調理場では、逆に調理員の人数が少なく下処理作業に時間がかかるため、なかなか入れにくいという話も聞く。市町村によって様々な課題があるがかなり努力されていると聞いている。

———原案のとおり了承

報告第85号 令和元年度優良公民館及び公民館職員表彰(教育長表彰)について(社会教育課)

○畑山社会教育課長 資料14の1ページをお願いします。1の趣旨に記載しているとおり、令和元年度の優良公民館及び公民館職員の教育長表彰を行う。

2に記載しているとおり、優良公民館表彰は4件。14の3から記載のとおり、公民館職員表彰は18名が表彰対象となった。資料に記載しており、個々の説明は割愛させていただくが、各公民館は、それぞれの地域の特性を生かし、地域から頼りにされる公民館として積極的な活動を行っておられる。公民館の職員は、いずれも公民館活動に情熱を持って取り組まれ、功績をあげておられる方々である。表彰式は、今月22日、県立青少年の家で開催する島根県公民館研究集会において行う。

———原案のとおり了承

—非公開—

(報告事項)

第86号 令和2年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

——原案のとおり了承